

専門家派遣事業実施要領

平成 20 年 4 月 1 日
公社要領第 70 号

(目的)

第 1 条 この要領は、専門家派遣事業実施要綱（公社要綱第 35 号。以下「要綱」という。）に基づき、専門家派遣事業の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(専門家の要件)

第 2 条 専門家の登録要件は、要綱第 4 条第 2 項に定める要件に加えて、次の各号のいずれにも該当する者であることとする。

- (1) 主たる活動地域を東京とする者
- (2) 原則として 2 ヶ月の期間内での支援ができること。

(専門家の募集及び登録)

第 3 条 要綱第 5 条第 1 項の公募に応じようとする者は、別に定める「専門家登録申請書」及び「専門家派遣事業の専門家登録における承諾書及び誓約書」を公社に提出しなければならない。

2 要綱第 5 条第 1 項の専門家の登録は、書類審査を行い決定するものとする。ただし、これに加えて面接審査を実施することもできるものとする。

3 要綱第 5 条第 3 項に規定する「別に定める場合」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公社の他事業において 1 年以上の委嘱実績がある場合
- (2) 東京商工会議所及び東京都商工会連合会が実施する経営・技術強化支援事業（エキスパート・バンク）を利用した支援対象企業から、同一専門家の派遣希望がある場合
- (3) その他、総合支援課長が専門家として必要性を認める場合

4 前項においては、総合支援課長が、様式 1 「臨時の専門家登録推薦書」により推薦を行うものとする。

5 公社は、登録した専門家の名簿を作成し、支援対象企業が専門家を選択する際に閲覧できるよう整えておくこととする。

(専門家の更新)

第 4 条 要綱第 6 条第 1 項により、専門家の登録を更新する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録期間満了後の次期更新を原則行わないものとする。ただし、総合相談事業実施要綱第 8 条により選任された専門相談員についてはこの限りではない。

- (1) 要綱第 5 条第 2 項の期間において、本事業における支援実績がない専門家
- (2) アンケート調査等による支援企業からの評価が低い専門家

(専門家の登録の取消し)

第 5 条 要綱第 6 条第 2 項に規定する「適切でないと判断した場合」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要綱第 4 条第 2 項の要件を具備していないことが明らかになった場合
- (2) 要綱第 7 条に定める義務に違反したと認められる場合
- (3) 心身の故障により支援の業務に堪えられないと認められるとき
- (4) 派遣期間中に支援企業との間に顧問契約等の指導契約を締結した場合
- (5) 別に定める「専門家派遣事業の専門家登録における承諾書及び誓約書」を遵守しない場合
- (6) その他、公社が登録専門家として適切でないと判断した場合

(利用の申込み)

第6条 支援対象企業は、要綱第8条第1項に定める利用の申込みを、別に定める「専門家派遣事業利用申込書」を公社へ提出することにより行う。

(専門家の選定)

第7条 要綱第10条により選定する専門家と支援企業との関係は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) その専門家が支援企業の4親等以内の親族である場合
- (2) その専門家が、支援企業の子会社又は親会社（子会社及び親会社の定義は、会社法第2条第3号及び第4号に定めるところとする。）にあたる企業に在籍する者又はその企業を所有する者である場合
- (3) その専門家が、支援企業との間に顧問契約等の継続的な指導契約を締結している場合

(専門家派遣の決定)

第8条 公社は、要綱第11条第2項の通知を、様式2「専門家派遣事業に係る派遣決定通知書兼請求書」により行う。

- 2 公社は、要綱第10条により選定した専門家に対し、支援業務の委嘱を行うものとする。
- 3 前項により委嘱された専門家は、委嘱承諾書により承諾を申し出る。

(支援企業の費用負担)

第9条 公社は、要綱第12条第2項に定める支援企業負担額を様式2「専門家派遣事業に係る派遣決定通知書兼請求書」により請求する。

(専門家の派遣地域)

第10条 専門家の派遣地域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県及び山梨県とする。

(支援の方法)

第11条 専門家は、原則として支援企業へ出張し支援を実施する。

2 公社が必要性を認めた場合、原則支援回数数の過半数を超えない範囲でオンラインにて支援を実施することができる。

(専門家に対する報酬及び旅費)

第12条 要綱第16条に定める専門家に対する報酬額は別に定める。

- 2 専門家に対する旅費は、経路及び方法を最も経済的かつ通常のものとし、実費を支給する。
- 3 専門家は、派遣業務終了後、支援に要した経費を公社に請求する。

(報告書の提出)

第13条 専門家は、要綱第13条に定める報告書の提出を、別に定める「専門家派遣事業支援業務報告書」により行うものとする。

2 支援企業は、専門家による支援が終了したのち、公社へ様式3「専門家派遣を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書」を提出する。

(専門家派遣の中止)

第14条 支援企業が、要綱第14条第2項に定める専門家派遣の中止を申し出る場合は、様式4-

1 又は様式4-2「専門家派遣中止申請書」を公社に提出するものとする。

2 公社は、専門家派遣の中止に正当な理由があると認めるときは、速やかに決定し、様式5「専門家派遣事業に係る中止決定通知書」により当該企業へ通知する。

3 第1項により専門家派遣を中止した場合は、第8条第2項に基づき行った専門家への支援業務の委嘱を解除する。

(専門家の委嘱解除)

第15条 公社は、支援企業が理事長の定める期日までに要綱第12条第3項で定める支払が履行されなかった場合、要綱第11条第1項に基づき行った派遣の決定を取り消すことができる。

2 公社は、前項により派遣の決定を取り消した場合、第7条第2項に基づき行った専門家に対する委嘱業務を解除する。

(専門家派遣回数の変更)

第16条 支援企業及び専門家のやむを得ない事情により、専門家派遣回数が増加する場合は、支援企業は、様式6「専門家派遣変更申請書」を公社に提出するものとする。

2 公社は、専門家派遣回数の変更に必要な理由があると認めるときは、速やかに承認手続きを行い、様式7「専門家派遣事業の変更承諾通知書兼請求書」により当該企業へ通知し、増加分に係る費用の請求を支援企業に行う。

(電子情報処理組織による收受及び通知等)

第17条 この要領に定める様式1から様式7までに記載すべき事項については、当該様式で定める内容と同様の内容を記録した電磁的記録の作成をもって、様式等の作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は、当該様式等とみなす。

2 前項に規定する様式の收受及び通知については、当該様式等が電磁的記録で作成されている場合には、電子情報処理組織（公社の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該公社の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを）を電気通信回線で接続したものを。）を使用する方法をもって行うことができる。

(細則)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、東京都知事の承認の日から施行し、平成26年4月1日に遡及して適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

様式 1

臨時の専門家登録推薦書

事務局長 殿

推薦者

総合支援課長

下記のとおり、臨時の専門家を推薦します。

記

- 1 推薦する専門家
- 2 推薦する理由
- 3 その他特記事項

(支援対象企業名) 様

公益財団法人東京都中小企業振興公社
理事長
(公印省略)
登録番号 T6010005016605

専門家派遣事業に係る派遣決定通知書兼請求書

貴社から申込のあった専門家の派遣を下記のとおり決定するとともに、専門家の派遣に要する貴社負担額を下記のとおり請求いたします。

記

1 決定内容

- (1) 派遣専門家 (専門家氏名)
- (2) 派遣回数 回
- (3) 派遣期間 公社にて入金確認完了後 から 年 月 日まで
- (4) その他 派遣期間中に、当公社及び東京都の担当者が立会いを実施、及び本事業により知り得た情報について東京都と共有させていただく場合がございます。ご了承ください。

2 貴社負担額の請求

- (1) 請求金額 _____ 円 (利用料として)

利用料の算出方法

	謝金	交通費	回数	金額
(実施場所1)	円	円	回	円
(実施場所2)	円	円	回	円
合計				円
(10%対象				円 内 消費税額 円)

(2) 振込先

(金融機関名) (支店名)
(普通・当座) (口座番号)
(口座名義カナ)

- ※お振込み手数料は貴社にてご負担ください。
※専門家の派遣は入金確認後の実施となります。

(3) 振込期限

令和 年 月 日

(様式3)

専門家派遣を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書

企業名				
所在地	〒			
Tel:			Fax:	
担当者	役職	氏名		
担当専門家				
支援実施日時	年 月 日 ()	時 分	～	時 分
	年 月 日 ()	時 分	～	時 分
	年 月 日 ()	時 分	～	時 分
	年 月 日 ()	時 分	～	時 分
	年 月 日 ()	時 分	～	時 分
	年 月 日 ()	時 分	～	時 分
	年 月 日 ()	時 分	～	時 分
	年 月 日 ()	時 分	～	時 分
支援を受けた内容				

支援内容に対する対応状況又は今後の対応予定				

支援内容についてのご感想及びその理由、本制度に対する要望				

担当専門家および本制度に関する満足度 (いずれかに○を付けてください)				
1. 専門家の支援内容	満足	やや満足	やや不満足	不満足
2. 専門家の姿勢・応対	満足	やや満足	やや不満足	不満足
3. 本制度の内容	満足	やや満足	やや不満足	不満足

※記入後、下記送付先まで、メールまたは郵送にてご提出ください。

【送付先】(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 専門家派遣事業担当あて

メールアドレス: senmonka-haken@tokyo-kosha.or.jp

住 所: 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9

様式4-1

年 月 日

公益財団法人 東京都中小企業振興公社
理事長 殿

〒

所在地

名称

代表者名

電話番号 ()

登録番号 T

専門家派遣事業の中止及び費用返還申請書

年 月 日付（東中総総第 号）をもって決定の通知を受けた専門家派遣事業につきまして、下記の理由で中止したいので、費用の返還について申請します。

記

- 1 派遣専門家 (専門家氏名)
 - 2 予定派遣回数 回
 - 3 支援実施済回数 回
 - 4 納付金額 ¥ (税込)
 - 5 返還額 ¥ (税込) (内 消費税額 円 (10%対象))
- 内訳
- 報償費差額 : ¥ (企業負担分@ × 回= 円)
 - 旅費交通費差額 : ¥ (企業負担分@ × 回= 円)

6 返還先口座

金融機関名	銀行 支店
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名	

7 中止の理由

様式4-2

年 月 日

公益財団法人 東京都中小企業振興公社
理事長 殿

〒 _____
所在地
名称
代表者名
電話番号 ()

専門家派遣事業の中止申請書

年 月 日付（東中総総第 号）をもって決定の通知を受けた
専門家派遣事業につきまして、下記の理由で中止したいので申請します。

記

1 派遣専門家 (専門家氏名)

2 予定派遣回数 回

3 中止の理由

様式 5

東中総総第 号
年 月 日

(支援対象企業名) 様

公益財団法人東京都中小企業振興公社
理事長
(公印省略)

専門家派遣事業に係る中止決定通知書

年 月 日付で貴社から提出のありました標記の件については、下記のとおり中止することを決定したので、通知します。

記

- | | | |
|---|---------|------|
| 1 | 派遣専門家 | (氏名) |
| 2 | 予定派遣回数 | 回 |
| 3 | 変更後派遣回数 | 回 |
| 4 | 返還額 | ¥ |

様式6

年 月 日

公益財団法人 東京都中小企業振興公社
理事長 殿

〒 ー
所在地
名称
代表者名
電話番号 ()

専門家派遣事業の変更申請書

年 月 日付（東中総総第 号）をもって決定の通知を受けた
専門家派遣事業について、下記の理由で変更したいので、申請します。

記

1 派遣専門家 (専門家氏名)

2 決定済派遣回数 回

3 希望追加回数 回

4 変更の理由

様式7

東中総総第 号
年 月 日

(支援対象企業名) 様

公益財団法人東京都中小企業振興公社
理事長

(公印省略)

登録番号 T6010005016605

専門家派遣事業に係る変更承認通知書兼追加請求書

年 月 日付で貴社から提出のありました標記の件については、下記のとおり変更することを承認しましたので、通知し、専門家の派遣に要する貴社負担額を下記のとおり請求いたします。

記

1 変更承認内容

- (1) 派遣専門家 (専門家氏名)
(2) 予定派遣回数 回
(3) 変更後派遣回数 回
(4) 派遣期間 公社にて入金確認完了後 から 年 月 日 まで

2 貴社負担額の請求

- (1) 請求金額 _____ 円 (利用料として)

利用料の算出方法

	謝金	交通費	回数	金額
(実施場所1)	円	円	回	円
(実施場所2)	円	円	回	円
合計				円
(10%対象 円 内 消費税額				円)

(2) 振込先

(金融機関名) (支店名)
(普通・当座) (口座番号)
(口座名義カナ)

※お振込み手数料は貴社にてご負担ください。

※専門家の派遣は入金確認後の実施となります。

(3) 振込期限

令和 年 月 日